

被害者の心情等に配慮した保護観察処遇

【研修のねらい】

犯罪被害者等基本法制定以降、政府において、同法の理念に基づき、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定め、その計画を数次にわたり見直しながら、令和3年3月、第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。同計画では、「加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実」など、更生保護に携わる私たちに関わる取組も多く盛り込まれています。

一方、更生保護においても、平成19年1月以降、しよく罪指導プログラムが導入になるなど、同年12月には、被害者からの申出を受け、心情伝達等の施策が導入され、被害者の視点も取り入れながら保護観察処遇対象者の処遇に当たってきたところですが、一層、被害者の心情等に配慮した保護観察の実施が求められるようになり、令和4年7月、しよく罪指導プログラム改訂になりました。

そこで、本研修では、保護観察対象者に対する処遇場面における犯罪被害者の心情や置かれた立場等について配慮した保護観察処遇について、しよく罪指導プログラムと事例を通じて理解を深めていきたいと思えます。

【目次】

- 1 更生保護における犯罪被害者施策等について
- 2 犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実について
(しよく罪指導プログラムを中心として)
- 3 事例検討
- 4 まとめ

佐 賀 保 護 観 察 所

佐 賀 県 保 護 司 会 連 合 会

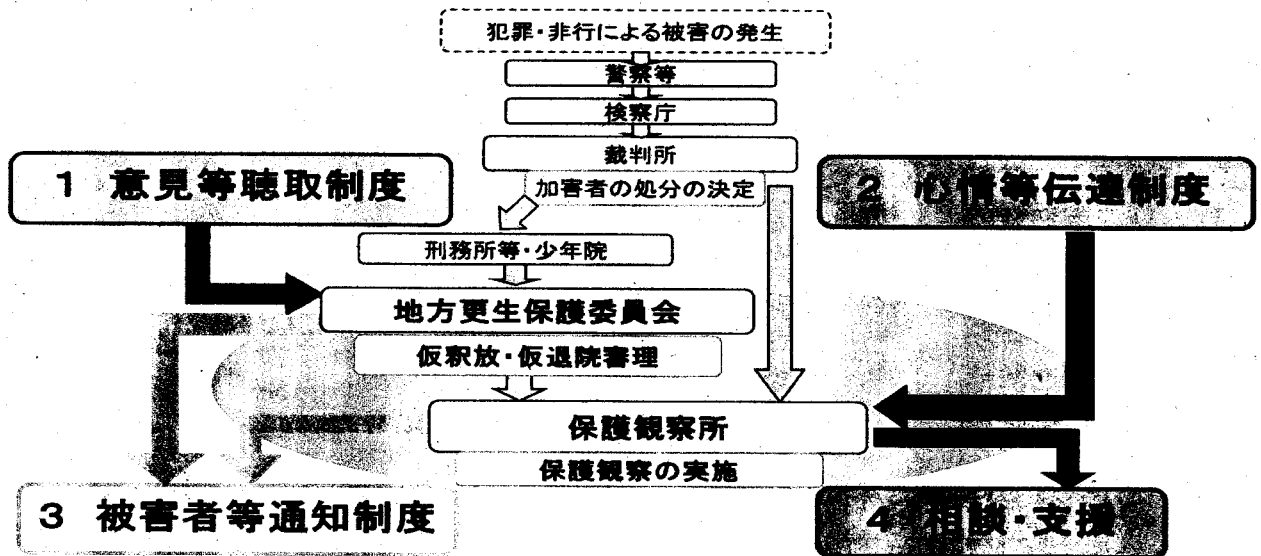
更生保護法人佐賀県更生保護協会

1 更生保護における犯罪被害者施策等について（加害者に対する処遇）

【参考】

更生保護における犯罪被害者等施策（被害者が利用できる制度）

平成19年に導入された更生保護における4つの施策



- (1) 意見等聴取制度
- (2) 心情等伝達制度
- (3) 被害者等通知制度
- (4) 相談・支援

2 犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実について

(1) しょく罪とは・・・

(2) しょく罪指導プログラム（令和4年7月改訂）

ア 目的

被害者のある重大な犯罪を犯した保護観察対象者に対し、犯した罪の責任等を自覚させ、被害者及びその家族又は遺族の心情や置かれている状況等への理解を促し、及び悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向等に配慮した誠実な対応を促すこと。

イ 実施対象

- 被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者
除外事由
 - ア 重度の精神障害者又は重度の知的障害者
 - イ 日本語を理解できない者
 - ウ 保護観察期間が3月未満の者
 - エ その他実施が困難と認められる特段の事情がある者
- 被害の状況や被害者感情等を踏まえて指導プログラムを実施することが必要と判断された者

ウ 実施方法

- 生活行動指針として定め、受講指示する。
- 保護観察官が、保護観察開始当初の面接において、導入として、内容、方法等の必要な事項を説示する。
- 保護観察の実施計画に実施予定時期等を明記する。
- 保護観察官又は保護司による個別指導によって実施する。
- おおむね毎月1課程ずつ履行させ、担当保護司が実施した場合には、保護観察経過報告書に、実施状況等を記載して報告する。
- 保護観察官は、第4課程終了後、速やかに面接を行い、「しょく罪計画」の内容について確認し、必要な指導を行う。

エ 基本的な態度

オ 内容

- ・ 全4課程
- ・ ワークブック形式（実施者用手引きがある）
- ・ 指導内容

第1課程 加害者の責任について知る

加害者は、刑事責任、民事責任及び倫理的責任のすべてを果たさなければならないことを伝える。その他、事例によって、保護者の責任、共犯者の責任について解説がある。

第2課程 被害について知る

被害者や被害者の家族等の体や心への影響、被害者や被害者の家族等の日常生活への影響など、いろいろな視点から被害者等に与えた影響について確認し、自覚させる。

第3課程 謝罪や被害弁償について

事件により生じた被害の内容を改めて整理し、それを踏まえて、実際に謝罪や被害弁償が必要な相手を記載させ、被害弁償が必要な相手に対しては具体的な賠償額についても考え、謝罪や被害弁償について具体的な方策を考えさせる。

第4課程 しょく罪の計画を立てる

謝罪や被害弁償も含め、自分が犯した罪に対する責任を果たしていくための具体的な方法を考えさせ、「しょく罪の計画」について実現可能な計画を立てさせ、実行するよう指導・援助する。

カ 注意事項

- ・ しょく罪指導プログラムの実施方法等について
- ・ 保護観察実施上の措置等との関係について

3 事例検討

【事例1】

高校の同級生Aに対する多額の恐喝事件で少年院に入院したB（17歳）の両親は、Bが少年院在院中にA側に、恐喝したお金と両親の気持ちとして数万円のお金を支払った。Bが、仮退院してしばらくしたある日、「Aに直接謝りたい、どうしたらよいただろうか。俺はもうAに関わらないようにするし、迷惑をかけないと伝えたい。」と担当保護司に相談があった。

【事例2】

遊興費目的で、闇バイトに登録したことで特殊詐欺の加害者の1人となり受刑し、その後、仮釈放となった。本人から、自分は、出し子で、報酬をもらったのは5万円だけで、総被害額は3000万円だけど、3000万円の被害弁償をしなければならないのかと担当保護司に相談がありました。

また、本人から、被害者に謝罪の手紙を送る程度のことならできるので、被害者の住所、連絡先を知っているなら教えてほしいと担当保護司に相談があった。

【事例3】

著作権法違反で刑事事件となって受刑したAは、民事事件でも裁判となり、2億5000万円の支払いの債務が確定している。ただし、Aは、民事裁判を担当した弁護士からは、被害弁償について、相手方から言われるまで返済する必要はないと言われた。両親は、全額ではないにしても、月々でも返済すべきではないかと言っており、相手方弁護士からは、出所後に連絡するように言われているとのことで、どうすればいいかわからないと相談があった。

【事例4】

本人は、仮釈放となり、就職し、経済面では安定はしてきたが、何かと理由をつけて被害弁償に取り組もうとしない。裁判では、被害弁償について、誠意をもって対応することを誓約しているが、本人は、「生活が大変なので、経済的に安定したら月々返済するような形にしたい。お金がないので、今は、何もできない。」などと述べ、更に指導すると、「そもそも刑務所に行ったのだから、罪は償ったのに、更に被害弁償しなければならないのか。」と述べた。担当保護司として、どのように対応すべきか。

【事例5】

交通死亡事件で受刑し、心情伝達制度の利用があり、被害者遺族から、被害弁償のほか、慰謝、慰霊について誠意ある対応を求められた。「被害者の冥福を祈り、慰謝の措置に努めること。」という生活行動指針も付いており、本人から、具体的にどのように対応したらいいのかと担当保護司に相談があった。